



# 学生医療費サポートします！

◎問い合わせ 保険医療課 ☎0561・56・0739

## 〈学生医療費助成制度がスタートします〉

令和5年4月から、大学生や専門学校生などの学生を対象に、入院医療費（保険診療分）を町がサポートします!!

夢や希望を持ち、日々たくさんのことを学んでいる学生が、入院しても安心して勉学に励み続けられるよう、支援します!

町では、大学進学のため転出した学生も対象にするため、親元を離れている学生も安心です。

詳しくはこちら



## Check List 私は対象になる??

### <入院期間中に>

- 19歳になる年度の4月1日から24歳になる年度の3月31日までの人
- 大学、専門学校、高等専門学校などに在学している人、  
または大学などに進学するための学校に通っている人（予備校生など）
- 東郷町に住民登録のある人、  
または大学などへ進学のために東郷町から転出し、東郷町に住民登録のある親などから扶養を受けている人
- 税法上の被扶養者になっている人  
または被扶養者になっていない場合は扶養の範囲内の所得の人

全て該当していて扶養している親などが申請すると

※扶養する親などがいない場合は学生本人が申請

## 町が入院医療費の保険診療分の自己負担額を助成!!

※令和5年4月診療分から対象です。

※ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付を受けた場合、その金額を差し引いた残額を助成します。

## How To どうやって申請するの?

次の書類を揃えて窓口へご申請ください。

- ① 入院医療費の領収書
- ② 対象者の健康保険証
- ③ 振込先口座が分かる通帳など
- ④ 在学証明書など、入院期間中に学生であることが確認できる証明書類

該当する人は下記の書類も必要です。

<該当する人のみ>

### 医療費が高額だった場合

ご加入の健康保険からの高額療養費支給決定通知書または限度額適用認定証

### 大学進学のため転出した場合

入院期間中に住民登録がある市区町村の住民票

### 補装具を作成した場合

医師の意見書および装具装着証明書、療養費支給決定通知書

### 学生が転入した場合

扶養者の源泉徴収票など  
(親元に戻る場合は不要となることがあります。)  
※転入日により必要となる年度が異なりますので、お問い合わせください。

## 子ども医療費の対象者拡大!

令和5年4月から、これまで子ども医療費支給制度の対象となっていなかった、  
婚姻している人や社会人も対象となります。

新たに対象となる人は、手続きが必要ですので保険医療課へお問い合わせください。

詳しくはこちら

